

## 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）」 に対するご意見募集について

### 1 ご意見募集の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」が施行され、それに伴い介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されました。

この法改正により、これまで国の省令で全国一律に定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとされたため、現在、石川県では、基準の条例化に向けた検討を進めております。

この度、条例案について広く県民の皆様からご意見をいただき、条例制定の参考とさせていただきたいと考えております。

### 2 ご意見募集の概要

#### (1) 募集期間

平成26年10月24日（金）～平成26年11月6日（木）

（郵送については、11月6日（木）の消印有効です。）

#### (2) 募集内容

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）」  
についての意見

#### (3) 資料

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）  
について」

#### (4) 資料の入手方法

- ① 石川県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/kijunjourei/26kyotakushien.html>

- ② 次の場所で閲覧・入手できます。

- ・ 健康福祉部長寿社会課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁9階）
- ・ 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階）
- ・ 小松県税事務所（小松市園町ハ108の1）
- ・ 中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部33）
- ・ 奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11番1）
- ・ 南加賀保健福祉センター（小松市園町ヌ48番地）
- ・ 石川中央保健福祉センター（白山市馬場2丁目7番地）

- ・ 能登中部保健福祉センター（七尾市本府中町ソ部27番9）
- ・ 能登北部保健福祉センター（輪島市鳳至町畠田102番4）

### 3 ご意見の提出について

#### (1) 提出方法

ご意見用紙（別紙）に住所、氏名、ご意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※お電話、口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

#### (2) 提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県健康福祉部長寿社会課在宅サービスグループ
- ② FAX 076-225-1418
- ③ 電子メール [kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)

### 4 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、条例制定の参考とさせていただき、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表いたします。

ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承下さい。

#### <お問い合わせ先>

石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ

金沢市鞍月1丁目1番地

TEL : 076-225-1417

FAX : 076-225-1418

Email : [kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)

# 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について

## 1 概要

第3次地方分権一括法により介護保険法が一部改正されたことに伴い、これまで国の省令で定められていた居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準等を条例で定める。

（条例の適用対象：県内の居宅介護支援事業所（金沢市を除く））

<居宅介護支援>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行うもの。

## 2 基準設定の考え方

- ・ 全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものなどについては、国の基準どおりとする。

※「従うべき基準」 職員の資格、職員配置数といった人員基準など

- ・ 適正な事業運営の確保のために必要なものを県独自の基準として定める。

## 3 県独自の基準（案）

適正な事業運営の確保のために必要なものとして、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年石川県条例第46号）等と同様の内容を規定する。

### ①虐待防止研修等の努力義務化

利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止責任者の設置を努力義務化

### ②諸記録保存期間の設定

居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を5年間と規定

## 4 条例施行日

平成27年4月1日